

○茅ヶ崎市社会教育委員条例

昭和25年3月1日

条例第37号

注 平成10年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(平26条例26・追加)

(委嘱の基準)

第2条 法第18条の規定により条例で定める委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから委嘱することとする。

(平26条例26・追加)

(定数)

第3条 法第18条の規定により条例で定める委員の定数は、10人とする。

(平10条例45・一部改正、平26条例26・旧第1条繰下・一部改正)

(任期等)

第4条 法第18条の規定により条例で定める委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 教育委員会は、特別の事由のあるときは、委員を解嘱することができる。

(平10条例45・一部改正、平26条例26・旧第2条繰下・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平10条例45・一部改正、平26条例26・旧第3条繰下・一部改正)

附 則

1 この条例は、昭和25年4月1日から施行する。

2 本市に教育委員会が設置せられるまでの間この条例中「教育委員会」とあるは「市長」と読みかえるものとする。

附 則(昭和29年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

附 則(昭和30年条例第3号)

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年条例第14号)

1 この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

2 改正後の旅費は、この条例施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則(昭和34年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第45号)抄

1 この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第26号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略